

旭地区第3次住居表示実施検討会

住居表示に関する

大切なお知らせ 第4号

出縄・根坂間・公所地区で 町の境界の一部変更を 検討しました

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」の実現を目指して、住居表示に関する法律に基づき、旭地区の住居表示を進めています。

旭地区第3次（高村・出縄・根坂間・公所）住居表示実施検討会では、将来にわたり、より分かりやすいまちとするため、前号でお知らせしたように住居表示を整備する区域（対象範囲）を決定しました。

現在は、その区域内の町の境界を検討し、出縄・根坂間地区及び根坂間・公所地区について町の境界を一部変更することを検討しました。

現時点での検討内容については、中面をご参照ください。

今後も検討内容や進捗状況などを地域の皆様へお知らせします。是非ご覧ください。

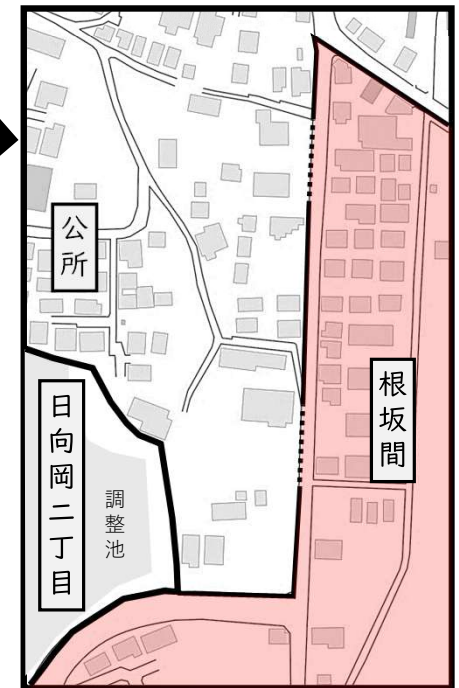
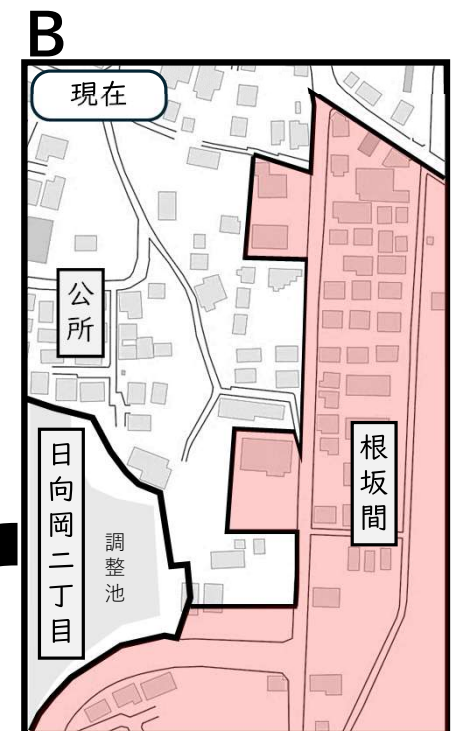
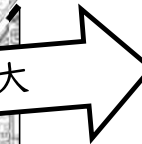
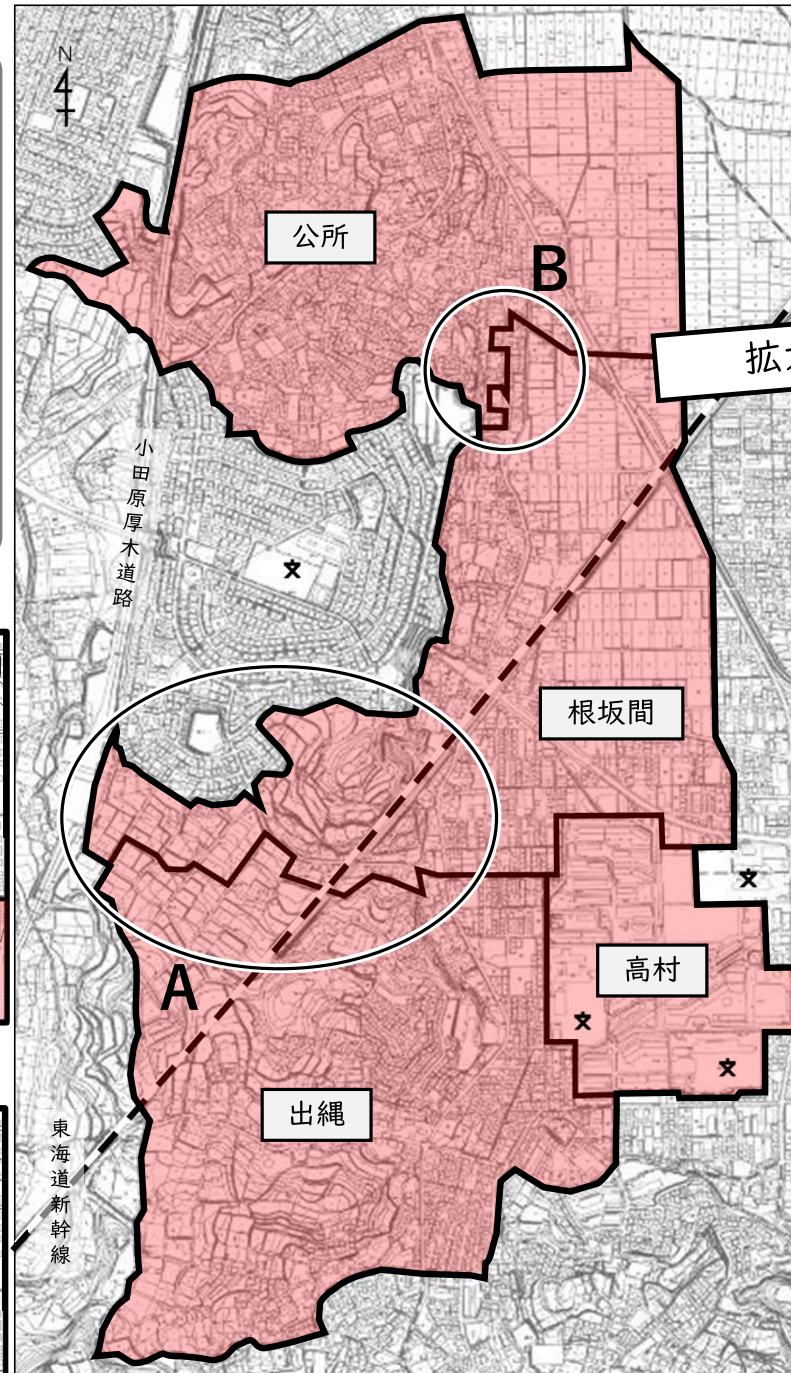
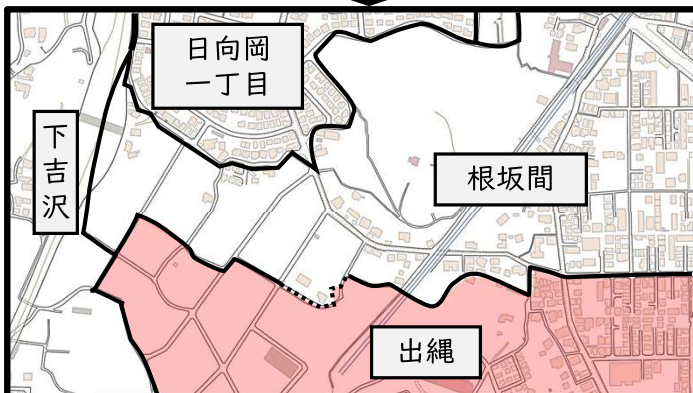
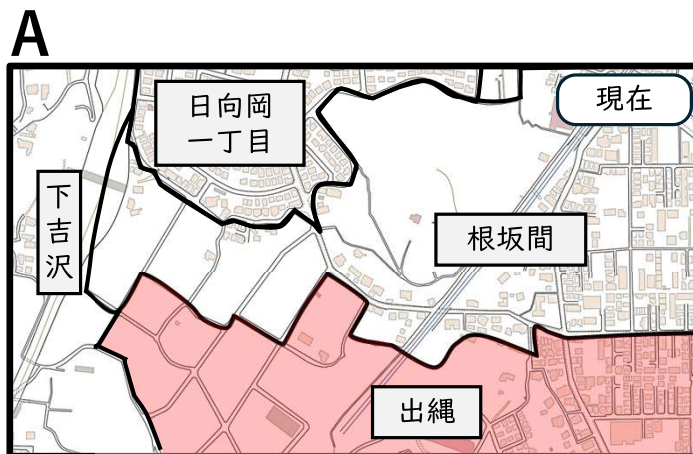
中面をご覧ください

○町の境界の一部変更を検討しました

町の境界の変更について

町の区域をより分かりやすくするため、右図のA Bの2か所について、町の境界の一部変更について検討し、町の境界の変更に伴い大字が変更となる方々には、6月に説明会等を行いました。

新しい町の境界に関するご意見は、令和8年7月31日（金）までに事務局までお寄せください。



今後のスケジュール（予定）

年 度	内 容
令和 8 年度 (2 0 2 6 年度)	・ 平塚市住居表示審議会（市の附属機関）にて、住居表示の実施区域と方法を諮問答申 ・ 平塚市議会へ上程[※] ※ 議案として提出し、審議を行うこと ・ 検討結果を要望書としてまとめ、平塚市長へ提出
令和 9 年度 (2 0 2 7 年度)	・ 平塚市住居表示審議会にて、提出した検討会案を諮問答申（新町名と町の境界） ・ 住居表示に関する法律に基づく公示 ・ 平塚市議会へ上程（新町名と町の境界と時期）
令和 1 0 年度 (2 0 2 8 年度)	旭地区第 3 次（高村・出縄・根坂間・公所）住居表示 予定[※]

※住居表示により住所変更の手続きが生じるものがあります

住居表示の整備により、住所の表記が変わること、**ご自身で住所変更の手続き**をしなければならないものがあります。手続きの詳細は、住居表示整備の時期が近づきましたら住居表示の手引き（手続き等が記載された冊子）の配付、手続き動画の上映会開催等により、別途ご案内いたします。

～～ 手続きの一例です ～～

皆さんに住所変更手続きをお願いするもの

- 例・マイナンバーカード
- ・ 運転免許証
- ・ 個人契約の銀行や保険等
- ・ 不動産登記簿の所有者等の住所
- ・ 自動車等の車検証の住所
- 等

旭地区住居表示に関する「大切なお知らせ」は、適宜発行・配付しております。
また、平塚市ホームページでも大切なお知らせや住居表示に関する情報を確認
できますので、ご活用ください。

平塚市ホームページ→



令和 8 年（ 2 0 2 6 年 ） 7 月

発行：旭地区第 3 次住居表示実施検討会 事務局：平塚市都市整備課

電話：2 1 - 8 7 8 3（直通） 2 3 - 1 1 1 1（代表） 内線 2 6 0 4